

★ 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第十二号）

）（産業廃棄物対策室）

一 改正の要旨

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可申請等に係る添付書類の提出を
求めないこととした。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第十三号）

（団体検査室）

一 改正の要旨

水産業協同組合法の一部改正に伴う引用条項の整理などを行つた。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第十四号）（建築指導室）

一 改正の要旨

建築基準法施行規則の一部が改正され、特殊建築物、建築設備等の定期報告の様式が同規則で定められたことなどに伴い、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十年四月一日